

「建築基準法第43条第2項第2号許可」相談票

受付年月日	年 月 日	整理番号	第	号	担 当		
1 土地所有者	住所： 氏名： 電 話 ()						
2 建築予定者	住所： 電 話 () 氏名： (担当者) FAX ()						
3 代理者	住所： 電 話 () 氏名： (担当者) FAX ()						
4 敷 地	(地名地番) 江戸川区						
	(住居表示) 江戸川区						
5 地域・地区	地区地区計画区域						
6 建築物の概要	用 途	専用住宅・兼用住宅・長屋	敷地面積	m ²			
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²			
	高 さ	m	階 数	1階・2階・3階			
	準防火地域における耐火建築物、準耐火建築物の建蔽率緩和				予定あり・予定なし		
	※記入された「用途」「階数」「準防火地域における耐火建築物、準耐火建築物の建蔽率緩和」については、江戸川区の「建築基準法第43条第2項第2号許可に関する審査基準」に適合しない場合はご希望に沿えませんのでご注意ください。						
7 道の現況	道の種別	公有地・私道	道の現況幅員 (官地幅員)	m (m)	道の延長	m	
	すみ切り	有・無	障 害 物	有・無	排 水 溝	有・無	
	接続する道路	(側) 法第42-1-1、2、3、4、5	法第42-2	その他			
		(側) 法第42-1-1、2、3、4、5	法第42-2	その他			
処理経過	現場調査	年 月 日	土木合議	送付	年 月 日	回答	年 月 日
	協定書	年 月 日	第 号	審査完了	年 月 日		
	方針決定	年 月 日	結果連絡		年 月 日		
	許可申請受付	年 月 日	第 号	拡幅整備申請受付	年 月 日	第 号	

※ —— 線の枠内は記入しないで下さい。

建築指導課細街路係

「建築基準法第43条第2項第2号許可」相談について

「建築基準法第43条第2項第2号」の規定に基づく許可の運用についての相談にあたっては、下記資料をご提出ください。

ご提出いただいた資料に基づき、現場調査や資料審査の上、許可方針を検討し結果を回答します。

また、場合によって、関係権利者の承諾や別途資料等を追加してご用意いただくことがありますので、ご了承ください。

なお、許可申請にあたっては、許可申請手数料（¥36,000）が必要になります。

I 「建築基準法第43条第2項第2号許可」相談票

各項目の1～7まで（1～4は必須）について、調査の上記入してください。

II 案内図

計画敷地が明確に特定できるものをご用意ください。（住宅地図の写し等）

III 公図及び土地登記簿謄本（要約書可）

最新のものをご提出してください。

なお、売買等により土地登記簿謄本の名義人が変更になっていない場合は、併せて、売買契約書等（遺産分割協議書その他権利を証する書類を含む）の写しをご提出ください。

IV 委任状及び印鑑証明書（原本 3箇月以内）

計画敷地の土地所有者全員から代理者に対して実印で委任した委任状及び印鑑証明書を提出してください（印鑑証明書について原本還付が必要な場合は、提出時にお申し出ください）。

V 配置図（省略可）

ラフプランで結構ですが、次の項目については記入してください。

（道の現況幅員が4m未満の場合は、現況の道の中心線より2mの境界線を仮設定してください。

また、道が公有地である場合は、公有地の中心線より同様の仮設定をしてください。

※あくまでも仮設定のため、協定により中心線が変更になる場合があることをご了承ください。）

- ① 敷地回り寸法
- ② 計画建物配置寸法
- ③ 方位
- ④ 縮尺
- ⑤ 地盤の高さ
- ⑥ 排水設備
- ⑦ 道の現況幅員

VI 計画敷地と道の現況略図

次頁の例に基づき作成してください。

なお、次の項目については、必ず記入してください。

- ① 道の起点及び終点の状況（道路・公有地等に接続するとき、その幅員と道路法の認定の有無）
- ② 道の幅員（最小、最大、及び計画敷地前面の幅員）

※起点から計画敷地までの区間に幅員1.8m未満の箇所がある場合は許可対象外

③ 道の延長

※起点から計画敷地までの延長が35mを超え、かつ幅員2.7m未満の箇所がある場合は許可対象外

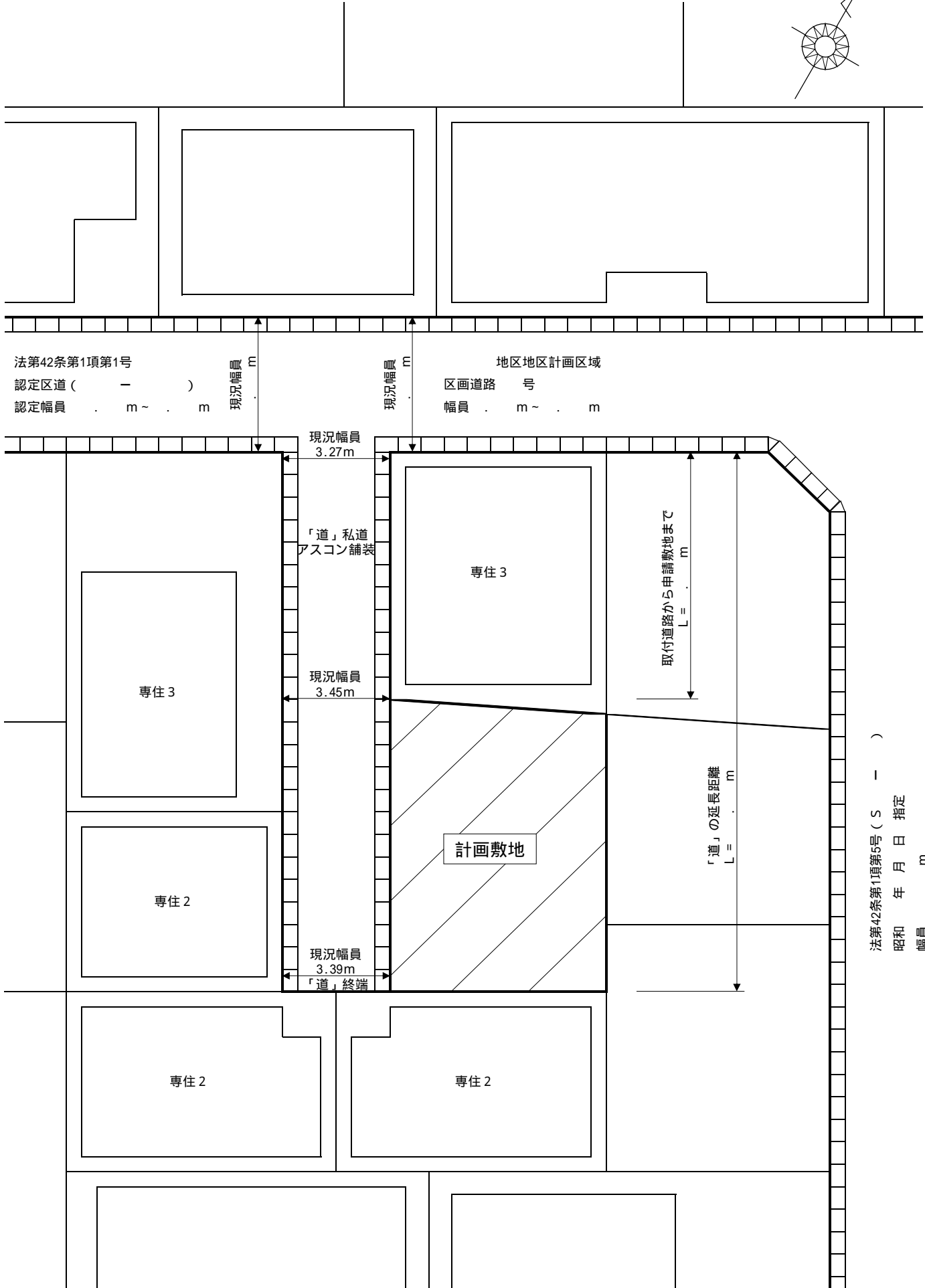
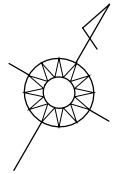
- ④ 道の起点から計画敷地までの距離
- ⑤ 敷地境界の目印（石杭・プレート等）

江戸川区都市開発部建築指導課細街路係

電話 03-3652-1151（代表）内線 2528・2529

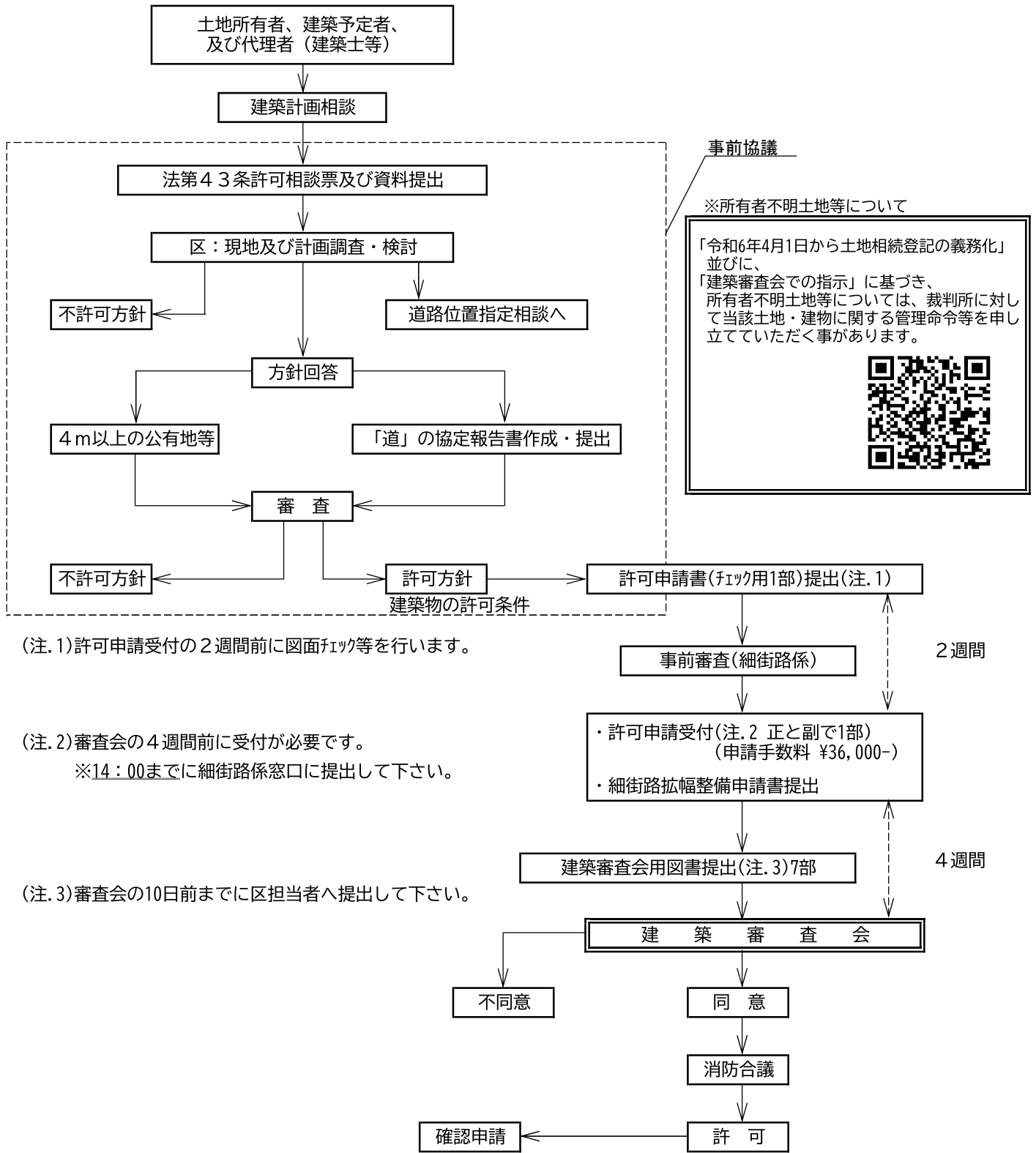
03-5662-0854（直通）

計画敷地と道の現況略図（例）



法第42条第1項第5号 (S -)
昭和 年 月 日 指定
幅員 . m


法第43条第2項第2号許可フローチャート



事前協議

※所有者不明土地等について

「令和6年4月1日から土地相続登記の義務化」並びに、「建築審査会での指示」に基づき、所有者不明土地等については、裁判所に対して当該土地・建物に関する管理命令等を申し立てていただく事があります。



※申請者が不動産業者の場合

① 建築確認の段階で建築主が変更される場合は、法第43条第2項第2号許可についても建築主の変更届及び追加協定書(印鑑証明書及び登記簿謄本)の提出をお願いします。

② 建築後、申請建物を売買した場合は購入者の追加協定書(印鑑証明書及び登記簿謄本)の提出をお願いします。

委任状

私は都合により

氏名

住所

電話番号

を代理人と定め、下記の建築物について建築基準法第43条第2項第2号許可申請の手続きを委任する。

1. 敷地の地名地番（住居表示）

2. 建築物の用途

3. 申請の趣旨

令和 年 月 日

住所

氏名

実印